

(請求人様)

名古屋市監査委員	ふじた 和 秀
同	中 村 満
同	鈴 木 邦 尚
同	橋 本 博 孔

### 名古屋市職員措置請求について（通知）

平成 27 年 11 月 18 日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

##### 1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

##### 2 理 由

本件住民監査請求は、市営住宅及び定住促進住宅に係る退去者負担修繕費の未納額について、本市が名古屋市住宅供給公社に支出する修繕費で補てんされるとし、退去者負担修繕費の未納分について返還を求めると主張していると思料される。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示してなければならないとされている。

本件住民監査請求において、請求人は、市営住宅及び定住促進住宅に係る退去者負担修繕費の未納額について、本市が名古屋市住宅供給公社に支出する修繕費により補填されていると主張していると思料されるが、当該事実を証する書面は添付されておらず、また、請求の対象についても個別的、具体的に摘示していない。

よって、本件は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)